

環境・農水常任委員会 県内行政調査

1 調 査 日 平成27年11月 2 日（月）

2 調査の概要

（1）南部流域下水道事務所（草津市矢橋町）

滋賀県では、生活環境の改善と、河川や琵琶湖の水質を保全するため、昭和47年から「湖南中部」、「湖西」、「東北部」、「高島」の4つの処理区からなる琵琶湖流域下水道の整備を進めてきた。このうち「湖南中部」処理区の流域下水道建設事業を行うため、昭和48年4月に設立されたのが、現在の「南部流域下水道事務所」である。

事務所では、下水の安定処理とそのための下水道施設の充実や下水道におけるエネルギーの効率化と有効利用に取り組んでおり、当施設の概要と取組状況について調査した。



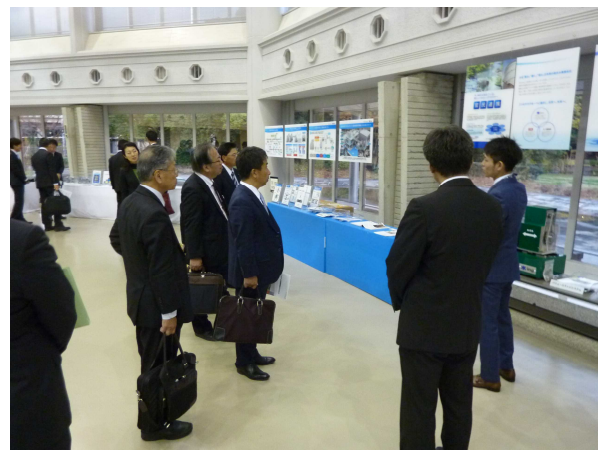
（2）淡海環境プラザ（草津市矢橋町）

滋賀県では、下水処理技術の継承と発展を図り、一層の効率化や省エネルギー化を進めるため、下水処理技術の研究開発、普及促進、さらには、その成果を水環境ビジネスに繋げる拠点として、平成25年4月に、「淡海環境プラザ」を矢橋帰帆島内に開設した。

プラザでは、企業等が取り組む下水処理関連技術の開発を支援するとともに、下水処理をはじめとした水環境に関わる新技術開発成果を発信しており、

当施設の概要と取組状況について調査した。

委員からは、技術情報データベースを整備するだけでなく、企業に来ていただく仕掛けづくりが必要ではないか、水環境分野での外国との交流については、学生だけでなく淡海環境プラザが中心となって担うべきではないか、などの意見が出された。



（３）矢橋帰帆島大規模太陽光発電施設（草津市矢橋町）

滋賀県は、公有水面埋立により創出した矢橋帰帆島内の未利用地の有効活用を目的に、平成 25 年 10 月に太陽光発電施設の設置および運営管理を行う事業者の公募を行った結果、京セラ株式会社および京セラ T C L ソーラー合同会社と、矢橋帰帆島内に 8.3MW の太陽光発電設備を設置する基本協定を締結し、平成 27 年 10 月 31 日に発電施設の竣工式が行われた。

発電施設は、約 99,970 m²の土地に京セラ製太陽電池モジュールを設置するもので、当施設の概要を調査した。

